

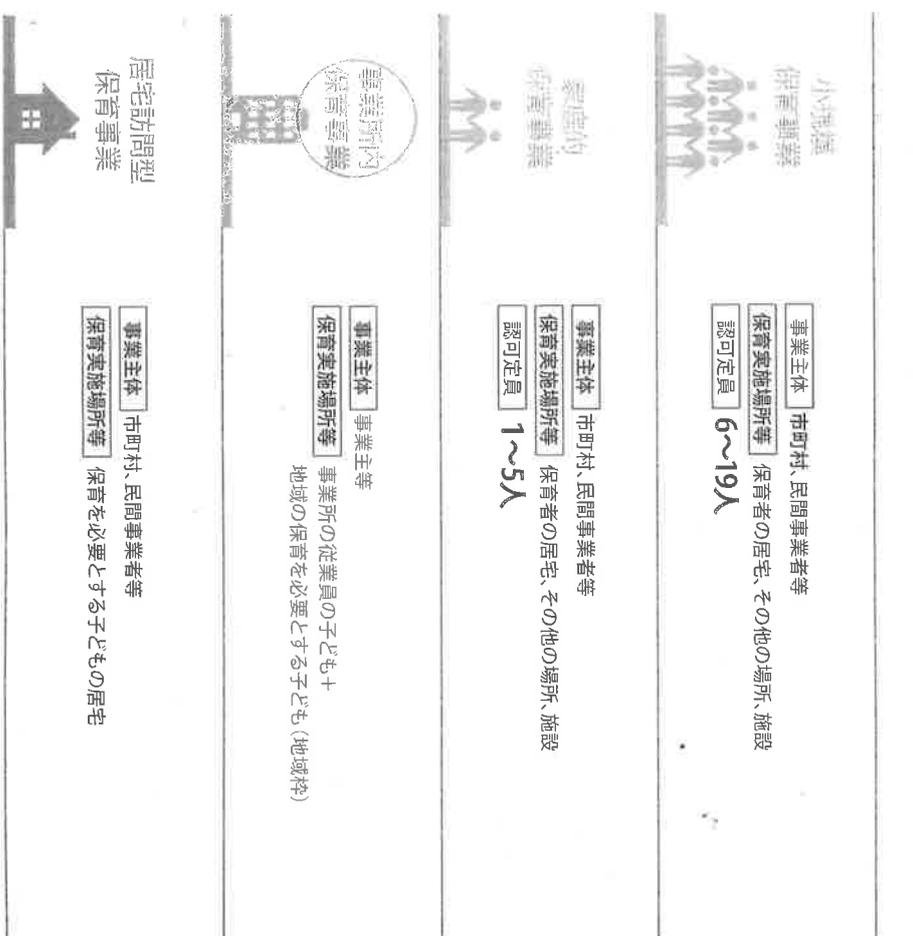
地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

認可の事業類型

●利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。

●都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことにより待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。



地域型保育事業の認可基準

資料2

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介いたします。
なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定します。

A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型：中間型** **C型：家庭的保育（グループ型）（規模保育）に近い類型**

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合が1/2以上として、保育士が1名以上、保育所と同数の職員配置をします。
※また、保育士の配置は職員の向上に準い、そのほか必要な資格の認定を併封することで、B型で開始して事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を認めていることとしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業	A型 保育所の配置基準＋1名	保育士*1	0～1歳児： 1人当たり33㎡ 2歳児： 1人当たり198㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準＋1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を履修します。		
	C型 0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0～2歳児： 1人当たり33㎡	
家庭的保育事業	0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (＋家庭的保育補助者)	0～2歳児： 1人当たり33㎡	●調理設備 ●調理員*3
事業所内保育事業	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業	0～2歳児 1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

●小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の認定を求めます。
●連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特別措置を設けます。
●給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けます。

参考

事業所	職員数	職員資格	保育室等	給食
0歳児 3：1 1～2歳児 6：1	保育士*1	0～1歳児 乳児室：1人当たり165㎡ ほふく室：1人当たり33㎡ 2歳児以上 保育室等：1人当たり198㎡	●自園調理 ※公立は専任制入可(他区) ●調理室 ●調理員	

*1 居宅訪問は専任制の確保を求めています。
*2 市町村長が専任制を求めている場合、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となります。
*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担わせることも認められます。